1982年7月28日第3種郵便物認可

篠原孝議員（2面）

桝屋敬悟議員（2面）

日本労協新聞
ICA・ワーカーズコープ

4/8
（2019年）
号 外

発行所　日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
〒170-0013　東京都豊島区東池袋1丁目44-3　池袋ISPタマビル7階
☎03（6907）8040　FAX 03（6907）8041
毎月　5日・15日・25日発行
会員外は1部162円　年5832円（送込7308円）
郵便振替　日本労協連機関紙誌部専用
東京　00170-8-186765
編集人　松沢常夫
URL：http://www.roukyou.gr.jp　E-mail：info@roukyou.gr.jp

「労働者協同組合法」を今国会で

「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」（田村憲久座長）がまとめ、与党政策責任者会議で了承された「労働者協同組合法案（仮称）骨子」が、2月27日、超党派の「協同組合振興研究議員連盟」（河村建夫会長）役員会で確定しました。日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会（古村伸宏理事長）はワーキングチームの実務者会議に参加、意見を反映させていただき、議員の方々に現場視察もしていただきました。今国会での法成立に向けて全力をあげるべく、関係議員の方々にインタビューし、「法案骨子」（3面）を掲載。各地の実践（4面）も紹介しました。

これからは地域の問題を地域のみんなが解決していく時代

「労働者協同組合法」ができたら社会がどう変わるか楽しみです

与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム座長　田村憲久議員（自民）に聞く

「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」座長の田村憲久衆議院議員に「協同労働」という働き方の意義、労働者協同組合法の必要性などについて聞きました。

時代に合う働き方

―田村先生は、協同労働という働き方、そして労働者協同組合という組織について、どのように考えておられますか。

田村　協同労働は、これからの時代に合った働き方です。これからは、地域の問題を地域のみんなで解決していく時代。地域で自分が活躍し、いきいき働いて生きていくための働き方としては、最良のモデルだろうという思いを強くしています。

正直に言うと、働く人たちが、出資をし、経営、運営にも責任を持つ協同労働という働き方の発想は、私の中にはありませんでした。しかし、ワーカーズコープの皆さんとお付き合いをさせていただき、実際に三重県の現場にも行ってお話を伺って、その地域の方々が主役になろうとするなら、ただ雇われて働くというのではなく、その事業体をみんなで運営していかなければならない。そういう協同労働の理念がストンと落ちました。

「協同労働という働き方は、いきいき働いて生きていくための最良モデル」と田村議員

働く人の意識変わる

―協同労働という働き方をする労働者協同組合（ワーカーズコープ）の法制化にご尽力をいただいています。

田村　ワーカーズコープの皆さんは、法人格もないなか、ここまでよくやってこられたと思います。ただ、一定のことをやろうと思えば法人格を取らなければならない。組織としてのしっかりしたガバナンスがきいた下でやっていけるようにしなければと考えました。

労働者協同組合法ができれば、その効力はワーカーズコープの皆さんのところにとどまるのではなく、社会がどう変わっていくか。とても楽しみです。

全員が出資、運営も

―与党政策責任者会議で田村先生は「労働者協同組合」の概念や法制化の必要性についても説明されたと伺っていますが。

田村　労働者協同組合については、こんな説明をしました。

「労働者協同組合では、組合に参画する全ての者が、出資をして組合員となり、総会等を通じて運営も行いながら、介護や子育て等、地域における多様な需要に応じた事業に従事する。自分らしい主体的な働き方を実現するとともに、多様な就労の機会を創出し、地域の課題解決、持続可能な活力ある地域社会の実現に資する協同組合である」

法制化の必要性については、こうです。

「出資と労働が一体となった組織で、かつ地域課題を解決するための非営利の法人という形態は、現行法では存在していない。NPO法人は出資ができず、企業組合は営利性があるものとなっている。したがって、新たな法制度が必要だ」

―超党派の協同組合振興研究議員連盟でも、ご努力をいただいていますが、ぜひ今国会で成立するようお願いします。

田村　各党の皆さんとも協議しながら、頑張ってまいります。

三重中高年雇用福祉事業団が運営する「夢虹房」を視察する田村議員

「労働者協同組合法案〔仮称〕骨子」について

1　労働者協同組合とは

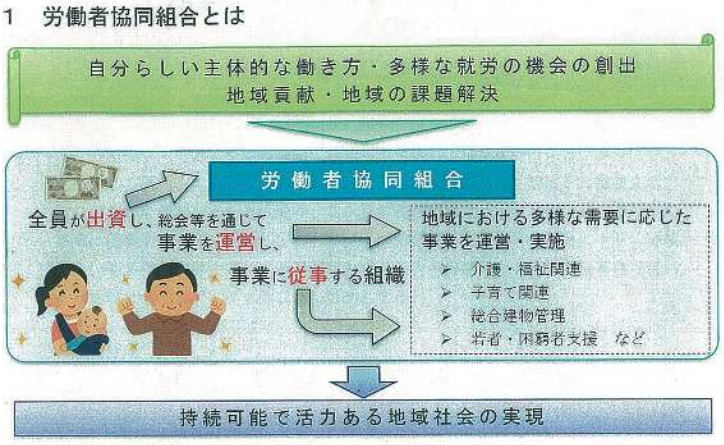

2　法制化の必要性

○　労働者協同組合により持続可能で活力ある地域社会を実現するため、
① 出資と労働が一体となった組織であって、
② 地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を
簡便に設立できる制度が求められている。

○　現行法上、これらの性質を備えた法人形態は存在しないため、新たな法人形態を法制化する必要がある。

		企業組合	NPO法人	労働者協同組合
①	出資	あり	なし	あり
②	営利性	あり	なし	なし

3　「労働者協同組合法案〔仮称〕骨子」のポイント

○　組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
○　出資配当は認めない（非営利性）。剰余金の配当は、従事分量による。
○　組合員は、組合と労働契約を締結する（組合による労働法規の遵守）。
○　その他、組合基準、事業の原則、設立（準則主義）、定款、役員（理事、監事・監査会）、総会、行政庁による監督等に関する規定を置く。

（与党ワーキングチーム作成説明図）

地方の疲弊これ以上看過できぬ
地域課題解決にもこの法が役割

与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム座長代理　桝屋敬悟議員(公明)に聞く

議院地方創生に関する特別委員会で質問しました。

桝屋　3月19日、衆

「地方の疲弊をこれ以上看過できない。自分らしい主体的な働き方、多様な就労機会の創出のため、さらに地域課題解決のために、新たな法人制度、働く者のための協同組合を」と訴えました。

片山さつき大臣は「地方創生の観点からも非常に有意義な取り組みだ」と答弁されました。

この法は、志を立てて自分たちで取り組もうという方たちが、地域でもっともっとご活躍される状態をつくりだすものです。

限界集落といわれているようなところでは、地域の皆さん方が自治組織で新しい働き方を模索しておられる。ただ、自治体の端末組織としての自治組織では、経営という観点からも課題が残る。労働者協同組合という法人格ができれば、そういうところにも役に立つと思います。

農村では、農協組合員の女性たちが中心になって、女性ワーカーズという考え方で、小規模の直売、レストランなどを1万カ所くらいやっていると聞いています。

主体的な働き方、多様な就労機会を

イメージつかめず

―私たちワーカーズコープ（労働者協同組合）は「協同労働の協同組合法」を制定してほしいと、20年以上にわたって運動してきましたが、先生がこの課題に取り組まれるようになったきっかけは。

桝屋　皆さんの運動を受けて、2008年に超党派の「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」（坂口力会長、仙谷由人会長代行、長勢甚遠幹事長）が結成されましたが、法制化はなかなか実現しない。そのうち、元厚生労働大臣の坂口先輩が引退されることになり、公明党の中では、私が引き継ぐように言われたのです。

しかし、協同労働、労働者協同組合のイメージをつかむことがかなり難しかった。現場を回ってみて、組合に参画する方たちが主体的で、よく議論し、地域のためにと働いておられた。その姿に胸を打たれ、これは頑張らねばと思って、今日までやってまいりました。

地方創生特別委で

―「法案骨子」がまとまるまでの経緯を。

桝屋　平成29年3月7日、「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」を与党政策責任者会議の下に設置していただき、8回の会合を開催。実務者会議も設け、ワーカーズコープやワーカーズ・コレクティブの皆さんとも率直に意見を交わし、折り合いもつけていただきました。

平成30年12月20日のワーキングチームにおいて骨子をとりまとめ、平成31年2月4日、与党政策責任者会議で「これでいい、あとは各党の中でしっかり固めてもらいたい」となり、2月27日の協同組合振興研究議員連盟役員会でご説明しました。

―国会でも質問をされましたね。

桝屋　3月19日、衆議院地方創生に関する特別委員会で質問しました。

「地方の疲弊をこれ以上看過できない。自分らしい主体的な働き方、多様な就労機会の創出のため、さらに地域課題解決のために、新たな法人制度、働く者のための協同組合を」と訴えました。

片山さつき大臣は「地方創生の観点からも非常に有意義な取り組みだ」と答弁されました。

この法は、志を立てて自分たちで取り組もうという方たちが、地域でもっともっとご活躍される状態をつくりだすものです。

限界集落といわれているようなところでは、地域の皆さん方が自治組織で新しい働き方を模索しておられる。ただ、自治体の端末組織としての自治組織では、経営という観点からも課題が残る。労働者協同組合という法人格ができれば、そういうところにも役に立つと思います。

農村では、農協組合員の女性たちが中心になって、女性ワーカーズという考え方で、小規模の直売、レストランなどを1万カ所くらいやっていると聞いています。

設立は準則主義で

―ところで、法案の名称は、仮称ですが、「労働者協同組合法」となりました。

桝屋　これまでは「協同労働の協同組合法案」「就業協同組合法案」「労働協同組合法案」などいろいろ出ました。

我が国では個別分野ごとに協同組合法制ができ、農協など事業主のための協同組合法、生協のように消費者のための協同組合法はありますが、働く人、労働者のための協同組合法はない。そこで労働者の協同組合、「労働者協同組合法」にしたら、ということで整理できたものです。

―法案のポイントを。

桝屋　組合基準で、「組合員は、組合の事業に従事するに当たっては、組合と労働契約（＝雇用契約）を締結する」としました。最低賃金、労働災害、その他労働者としての保護が及ぶ働き方をとる。黎明期には最賃も出せない、ということがあると思いますが、そこを乗り越えて発展していただきたい。

「総組合員の5分の4以上の数の組合員は組合の行う事業に従事していること」「組合の行う事業に従事する者の4分の3以上は組合員であること」としました。この組合の事業は何でもできる。悪用するケースを防ぐ意味もあってです。

設立については準則主義。また、出資配当は認めず、非営利性を明確にしました。

坂口先輩からも「平成のうちに成立を」とハッパをかけられており、全力を挙げます。

ワーカーズコープ長野・篠ノ井事業所の「このゆびとまれ」を視察する桝屋、篠原両議員

ギスギスした社会の潤滑油となる
議員連盟として早期成立へ全力

協同組合振興研究議員連盟事務局長　篠原孝議員(国民民主)に聞く

強さは地域社会に

―先生は「労働者協同組合法」の意義について、どのように捉えておられますか。

篠原　人と人のつながりが弱まり、バラバラにされ、ギスギスしてきた社会の潤滑油にピッタリだと思います。

日本社会の安定、日本社会の強さの根拠は地域社会にあった。同じような生活をしていれし、漁業では協同組合をつくり、禁漁期などを設けて資源を枯渇させないようにしてきた。都会でも落語に出てくる、江戸時代の長屋の八さん、熊さんのような人たちが助け合って生きてきた。

ところがみんなの生活も仕事も違うようになり、バラバラになって、安定した地域社会が失われてきた。

いつもフラフラしている寅さんをちゃんと迎えてくれるような、あたたかい地域社会があればいいけれど、それがなくなって、子育て、介護、障がいといった悩みや、お店がなくなってどうしようもないとかの問題を、なんとかしたいという人たちが協同して担うようになり、地域に必要なことはなんでもやろうという労働者協同組合も広がってきた。

この法は、いろんな分野、業種で使える。一番美しい「トータルな協同組合」というわけにはいかないけれども、労働者協同組合という取り組みでつながりが生まれ、ギスギス感がなくなり、みんなの居場所ができあがることになれば、「みんなでやるもの」「みんなでやる」という日本人のもともと持っている理念を見直し、崩れかかっている社会を立て直すことにつながるのではと期待しています。

「みんなのもの」「みんなでやる」

当たり前のこと

―先日、長野市にある労働者協同組合の現場を視察されました。

篠原　どこがモデルなのか、よく分かりませんでしたが、働く人たちの協同組合が待ち望まれている、早く法制化し、ダメな部分があれば直していけばいい、と思いました。

私のイメージは、たとえば、「社長が会社を畳むという。でも5人か6人か、働いている俺たちみんなでやろうとする」…それが端的な労働者協同組合だと思います。そうすれば技術も伝承される。

労働者協同組合は、声高に叫ぶまでもなく、共同体でやってきたことだから当たり前のこと。しかも、この仕組みに乗っかりたいという人は、ゼロからではなく、すでにやっている人の協力を得られる。きっとうまく回っていくと思います。議連として早期成立に全力を尽くします。

「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」（田村憲久座長）がまとめ、与党政策責任者会議で了承され、超党派の「協同組合振興研究議員連盟」（河村建夫会長）役員会で確定した「労働者協同組合法案（仮称）骨子」全文です。

労働者協同組合法案〔仮称〕骨子

第一　総則

一　目的

この法律は、労働者等が自発的に協同して労働し、事業を行うことにより、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労し、充実した職業生活を営むことが可能となることに鑑み、これらの者が出資し、事業を運営し、及びその事業に従事する組織について定め、多様な就労の機会を創出することにより、地域において多様な需要に応じて事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

二　組合基準

労働者協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げる要件を備えなければならない。

(1)　組合員資格は、次のいずれかに該当する者であること。

①組合の事業に従事する者

②組合の事業に従事しようとする者のうち、組合が認めた者

(2)　組合の総組合員の5分の4以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事していること。

(3)　組合の行う事業に従事する者の4分の3以上は、組合員であること。

(4)　組合員（監事である組合員を除く。）は、組合の事業に従事するに当たっては、組合と労働契約（＝雇用契約）を締結すること。ただし、理事は労働契約を締結しないことができること。

(5)　組合の総組合員の過半数が、組合と労働契約を締結していること。

(6)　組合員は、組合への加入に際し出資をすること。

(7)　組合員は、任意に脱退することができ、組合は、脱退組合員に対し、払い込まれた出資額を限度として払戻しを行うこと。

(8)　組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

(9)　毎事業年度の剰余金は、これを準備金及び就労創出等積立金として積み立て、並びに教育繰越金として翌事業年度に繰り越すこと。

(10)　剰余金の配当は、上記(9)の後、なお剰余があるときに、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと。

(11)　組合員の責任は、その出資額を限度とすること。

(12)　組合は、特定の政党のために利用してはならないこと。

三　法人格

組合は、法人とする。

第二　事業

一　原則

組合の行う事業は、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進し、及び地域社会の活性化に寄与するものでなければならない。

二　事業運営の方針

組合は、毎事業年度、総会の議決により事業計画を定めなければならない。

三　組合員の意見の経営への反映

理事は、日常的に組合員の意見を聴いて、組合の経営に反映させるよう努めるものとする。

第三　組合員

一　組合員の資格

組合員たる資格を有する者は、個人であって次のいずれかに該当する者とする。

(1)　組合の事業に従事する者

(2)　組合の事業に従事しようとする者のうち、組合が認めた者

二　脱退

1　組合員は、90日前までに予告し、その期日において脱退することができる。

2　組合員は、次の事由によって脱退する。

(1)　組合員たる資格の喪失

(2)　死亡

(3)　除名

三　出資

1　組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資一口の金額は、均一でなければならない。

3　組合員の責任は、その出資額を限度とする。

4　脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その払込済出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

四　議決権及び選挙権

組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等とする。

第四　設立

一　発起人

組合を設立するには、その組合員になろうとする3人以上の者が発起人となることを要する。

二　設立の方式

設立については、準則主義による。

第五　管理

一　定款

定款に関する所要の規定を整備する。

二　役員等

1　組合に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、3人以上とし、監事の定数は、1人以上とする。

3　役員の選任及び解任は総会の決議を必要とする。

4　理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときには、理事の定数の3分の1以内に限り、組合員でない者のうちから、選挙することができる。

5　組合員の総数が1000人を超える組合は、1人以上の外部の理事を置く。

6　組合と役員との関係は、委任に関する規定に従うものとする。

7　理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とし、監事の任期は4年以内において定款で定める期間とする。

8　組合に、全ての理事で組織する理事会を置く。

9　理事会は、理事の中から代表理事を選定する。

10　監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

11　その他の役員に関する所要の規定を整備する。

12　1及び2にかかわらず、組合員の総数が20人以下の組合は、定款の定めるところにより、監事に代えて、全ての組合員（理事である組合員を除く。）をもって組織する監査会を置くことができる。

13　監査会及び監査会員に関する所要の規定を整備する。

三　総会等

1　就業規則の作成・変更、労使協定の締結等がなされた場合には、理事は、当該就業規則等の内容を総会に報告しなければならない。

2　その他の総会に関する所要の規定を整備する。

3　組合員の総数が200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

四　会計

1　組合は、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てる。

2　組合は、その事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を就労創出等積立金として積み立てる。

3　組合は、組合員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越す。

4　組合は、損失をてん補し、1の準備金及び2の積立金並びに3の繰越金を控除した後でなければ剰余金の配当をしてはならない。

5　剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

第六　連合会

一　法人格

労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、法人とする。

二　事業

連合会は、定款の定めるところにより、会員たる組合の指導、連絡及び調整に関する事業を行うことができる。

三　会員

連合会の会員たる資格を有する者は、組合又は連合会であって定款で定めるものとする。

四　設立

1　連合会の設立については、準則主義とする。

2　連合会を設立するには、その会員になろうとする2以上の組合が発起人となることを要する。

五　役員

1　連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上とする。

3　連合会に、理事会を置く。

第七　行政庁による監督

行政庁による報告徴収等の監督に関する所要の規定を整備する。

第八　施行期日等

1　この法律は、〇〇〇から施行する。

2　企業組合又はNPO法人から組合への移行に関する規定を設ける。

3　その他所要の規定の整備を行う。

協同労働が地域のインフラとなり未来照らす日へ

日本労協連古村伸宏理事長が訴え　議員のみなさん、最後のご尽力を

古村理事長

私たちが求め続けた「労働者協同組合法」制定が、いよいよ最終局面を迎えた。

40年に及ぶ協同労働とよい仕事の探求の成果が、地域と社会の未来に活かされる日が近づいている。

この到達点は、私たちの主体的な事業・運動に対する努力の結果であり、同時に、地域と社会の未来に足を運び、組合員まで足を運び、組合員の声と姿に直接触れ、法制化の必要性を確信し、取り組みをリードしていただいた議員の方々をはじめとする多くの方々の努力が、この局面を迎える決定打になった。

しかし、法制化実現はまだまだ予断を許さない。今国会での制定を目標に、議員の方々に最後のご尽力をお願いすると共に、私たち自身が出来うる最大限の運動を起こし、何よりも地域の必要に応える事業を、一層思いを込めて推進し、協同労働の可能性をすべての人々に届けよう。

協同労働が地域のインフラとなり、未来を照らす日を待望して。

協同労働の現場紹介

ないならつくっちゃえ！

「ないなら、つくっちゃえ！」…映画「「Workers 被災地に起つ」に、石橋妙子さんの言葉が紹介されています。「障がいのある子どもの居場所がない」と悩むお母さんにこう呼びかけ、放課後等デイサービスを立ち上げました。同じような実践が各地で。

石橋さん

広島市・協同労働プラットフォーム主催の仕事おこしシンポにはたくさんの人たちが

協同労働プラットフォーム事業
広島市が２０１４年度から

地域課題の解決へ
協同労働団体立ち上げ支援

広島市は、地域課題を事業を通じて解決するため、協同労働の団体立ち上げと運営の支援をする「協同労働プラットフォーム事業」を２０１４年度から始めています。

ワーカーズコープが委託を受け、19団体が立ち上がり、自治会支援、たまり場、生活支援、耕作放棄地対策の農業、里山保全などに取り組んでいます。

60歳以上の人を対象に、生きがい就労につながる働き方などを目指してモデル事業として市内2区から始まりましたが、現在は、全８区に広がり、多様な働く団体が生まれています。

発達障害、統合失調症、アルコール依存症、引きこもり、リストラおやじら団結
WORKERS NET RINGS（東京・渋谷）

障がいあっても支え手に
和ケーション、風舎、ふるさと
（労協ながの、長野・木曽）

労協ながのは木曽町で、就労継続支援Ｂ型の「和ケーション」と、グループホームの「風舎」「ふるさと」を運営しています。

和ケーションは、他の施設で断られた人も受け入れ、弁当製造、無農薬野菜栽培、施設内作業、音楽喫茶、陶芸、産直市など多様な仕事を展開。弁当製造は他の就Ｂ施設でできなくなったものを引き継ぎ、野菜栽培は高齢の農家から委託という形で引き受けています。工賃月10万円を目指し、就Ｂを活用して地域の課題を解決しようとしています。

風舎は当事者の家族、民生委員、議員などが中心になって立ち上げました。地域の反対もありましたが、地域に顔を見せて理解してもらえるように努めて、現在は反対していた人がいちばんの応援者に。

さらに入居者が地域の役員になり、支えられるだけではなく、地域の支え手にもなっています。

木曽の街中にある和ケーション

「助けて」「ギブアップ」言える
池袋西口清掃、保育園用務など

既存の社会のレールに無理やり乗ろうとしても、排除され、壊れてしまうなら、自分たちの力で自分らしく働ける場所をつくろうと、発達障害、統合失調症、アルコール依存症、引きこもり、リストラおやじら団結。失敗したり、つまずいたりしても、「助けて」「ギブアップ」と言える事業所を目指す。それがＷＯＲＫＥＲＳ ＮＥＴ ＲＩＮＧＳ（東京都渋谷区）。

２０１３年に豊島区地域の人とともに、社会連帯組織「おとな食堂」も立ち上げました。

子ども食堂は12カ所以上。おとな食堂には２００人以上の市民が関わり、地域の企業、農家、ＪＡなども加わり、行政を動かし、大きく広がっています。

提供された食品を無駄にしないようにと、加工をする仕組みも生まれ、「地域共生拠点 みんなのおうち」も立ち上げました。自立援助ホームの設立も準備しています。

池袋駅西口の清掃事業からスタート。よい仕事にがんばっていましたが、金額だけの入札で、仕事を失います。しかし、「安かろう悪かろう」の業者に地域から苦情が。随意契約も可能になるかたちで仕事が復活しました。

保育園用務や公共施設清掃、ハウスクリーニングなどにも仕事を広げ、６人だった仲間が40人、事業規模も１億円を超えるまでに。

保育園の用務は日々の積み重ねが、渋谷区保育課から高い評価を得て、19年度から現場は４園から６園に増えました。

最初はこわごわだった子どもたちも。右が岡元所長

放っておけない
国分ほのぼの
（鹿児島県霧島市）

たった１人の子どものために
学童保育５カ所、放課後等デイ２カ所などに

「うちの子が学童クラブに入れない。このままでは仕事をやめなければならない」

労協センター事業団が開いたヘルパー講座修了生らが２００４年に訪問介護事業を始めた「国分ほのぼの」事業所。岡元ルミ子所長がこう相談されたのは２００７年のことです。

市からは「子どもが５人以上いないと補助金は出ない」と言われましたが、目の前の問題を放ってはおけないと、たった１人の子どものために学童クラブ開設の準備を始めました。

今、ほのぼのは訪問介護の他、学童保育５カ所、放課後等デイ２カ所、児童発達支援、就労支援、農業など、仕事を広げています。

とくに子どもたちは米を作り、鶏を育て、やつを食べている場合じゃない」と楽しそうに働いています。

さらに、中学進学の際、「自分たちの居場所を」と、中学生用の自主学童を実現させ、そこから育つと、ほのぼのでアルバイトをしたり、「将来戻ってきたい」と勉学に励んでいます。

ほのぼのでは、まちづくり講座や、まちづくり懇談会を開いており、仲間になって仕事おこしに向かう地域の人も出てきています。

捌くこともする「仕事のできる小学生です」と胸を張り、子ども食堂では運営に携わり、「お客さんが来た、お

子ども食堂12カ所、おとな食堂200人
（北海道・旭川）

長期休み、やせ細る子どもたち
「ワーカーズは目をそむけない」

「給食がない夏休みなど長期休みになると、どんどんやせ細っていく子どもたちがいる」―。

２０１５年、北海道児童センター６館の指定管理者となったワーカーズコープは、この現実に出会って、「子どもたちの困難に介入しよう」「ワーカーズは目をそむけない」と、１人米１合運動、子ども食堂などに取り組み、